沖縄県で働くすべての方へ。

意識したことありますか？

最低賃金

沖縄県のこれまでの最低賃金　645円

653円

時間額

［発効日］平成24年10月25日

※特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度　検索

厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/

最低賃金に関する特設サイト
http://www.saiteichingin.info/

最低賃金に関するお問い合わせは沖縄労働局または最寄りの労働基準監督署へ

厚生労働省

賃金は最低賃金額以上になっていますか？

最低賃金制度とは最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。また、最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」があります。





最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。



最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者が合意の上で定めた場合はどうなりますか？

最低賃金額より低い賃金を**労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効**とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



最低賃金額以上となっているかをどのように確認するのですか？

支払われる賃金※と最低賃金額を次の方法により比較します。

(1) 時間給の場合
　時間給≧最低賃金額（時間額）

(2) 日給の場合
　日給÷１日平均所定労働時間≧最低賃金額（時間額）
（ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、日給≧最低賃金額（日給）となります。）

(3) 月給の場合
　月給÷１か月平均所定労働時間≧最低賃金額（時間額）

(4) 上記(1)，(2)，(3)の組み合わせの場合

例えば、
・基本給が時給制
・各手当（職務手当など）が月給制
などの場合は、それぞれ上記(1)，(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。

※ 最低賃金額との比較にあたって次の賃金は算入しません。
① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。